

# 議会の傍聴においでください

本会議は一般に公開され、どなたでも自由に傍聴することができますので、市政の運営や議員の活動状況などを理解するため、お気軽においでください。

傍聴を希望される方は本会議当日、議会棟 3 階の議会事務局で住所、氏名、年齢を記入し、傍聴券をお受け取りください。なお、傍聴者定員は 74 人です。



— 傍聴席 —



— 傍聴席から見た議場 —

## ～傍聴にあたっての注意事項～

- ・ 議場における言論に対し、拍手その他の方法で公然と可否の表明をしないこと
- ・ 話をしたり騒ぎ立てたりしないこと
- ・ はちまき、たすき等威力を示すような行為はしないこと
- ・ 帽子、コート、マフラーなどを着用して入場しないこと  
ただし、病気その他により議長の許可を得たときはこの限りではない
- ・ 飲食、喫煙はしないこと
- ・ 携帯電話などの機器は電源を切っておくこと
- ・ その他議場の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと

次回の定例会は **6月8日から** 開催予定です

お問い合わせ  
議会事務局  
TEL 0475-20-1585  
FAX 0475-20-1611

# 市議会とは

自分たちの住んでいるまちを、より住みよいまちにするためには、市民全員で話し合い市政を運営していくことが必要です。しかし、全員が一ヶ所に集まり、相談をして結論を出すことは不可能です。

そこで、選挙によって代表者を選び、その代表者に話し合いをしてもらいます。これが議会政治であり、民主主義の基本です。

私たちの代表者、すなわち、市議会議員によって茂原市議会は構成されています。市議会は主権者である私たちに代わって、より住みよい市となるように、市政運営の方針を決める重要な役目をもっています。

# 市議会と市長

市長も議員も 4 年ごとに選挙によって選ばれ、市民の代表として市民から市政運営を委ねられています。市長は議会の意思にそって住みよい豊かなまちづくりを進め、議員は市議会を構成して市長が市政を行うのに必要な予算や条例などを決めることになっています。

このような働きから、市長を「執行機関」、市議会を「議決機関」とも呼び両者は、対等の立場で互いにけん制しながら均衡を保ちつつ、ちょうど車の両輪のように、共に市勢の発展のために活動しています。

# 会 議

会議は、いつも開かれているわけではなく、定期または臨時に一定の期間だけ開かれます。定期的に開かれる議会を定例会、必要に応じて開かれる議会を臨時会といいます。本市の定例会は、年 4 回でおおむね 3 月、6 月、9 月、12 月に招集されます。

招集の権限は市長にありますが、議員定数の 4 分の 1 以上の議員から請求があれば市長は議会（臨時会）を招集しなければなりません。

議会に提出された議案などは、開会から閉会まで会期中におよそ次のような順序で審議されます。

